

はじめに

「自分の家がいちばんだ」「家に帰ると安心する」 このように感じる人は、多かれ少なかれいるのではないかと思う。自分で建てた家や、自分の好みでそろえた家具・生活雑貨などへの愛着、家での生活のなかで身についた習慣等、安心感を抱かせるには十分な要素を持つ場所であることは確かである。しかし、家は本当に安心できる場所なのだろうか。私がこのように感じるようになったのは、祖母の生活ぶりを目の当たりにしてからである。

私の母方の祖母は現在 79 歳であるが、いたって健康で、家事全般をこなし、庭の手入れも畑仕事もする働き者である。79 歳という年齢など感じさせないほどだが、それでもやはり、年とともに体は衰えてきている。足を廊下や地面に擦るようにして歩くようになり、体の動きも以前ほど機敏ではなくなってきた。

そんな祖母が暮らす家は、築 30 年と、建ってから年数が経っている。玄関や勝手口の 30 センチほどの段差、部屋と部屋、部屋と廊下の間の敷居による段差、幅員が狭く傾斜も急な階段など、体が衰えてきている祖母にとっては少々厳しい環境である。移動するのも一苦勞であったり、つまずかないよう気を張ったりしなければならないこともある。長年住んできたなかでの「慣れ」もあり、今のところ日常生活に大きな問題はない。祖母も「何とかなっているから大丈夫」と言うが、これから先、さらに体が衰えていったときのことを考えると不安を感じる。

自分の家での日常生活に困難が生じたり、危険があったりするようでは、安心して暮らし続けることはできない。よく考えてみると、私の祖母にかぎったことではなく、身体機能の低下した高齢者や障害を抱えた人にとって、従来の日本の家は、実は安心できる場所とは言えない。段差の多さはもちろんだが、間取りや広さ（廊下や階段の幅、室内面積）設備に関しても、「バリア」となり得るものがたくさんある。

「バリアフリー」という言葉をよく聞くようになった。「全ての人の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な全ての障壁」を除去するという意味であり¹、まちの中や交通機関等をバリアフリーにしようという取り組みも増えてきている。しかし、それだけをバリアフリーにすればよいのではない。生活の中心の場所である住宅にも「バリア」は存在するのであり、そのバリアの除去も必要なはずである。

年をとっても自宅で暮らし続けたいと願うのは自然なことであるが、家の中にバリアが存在することで、その願いをかなえることも難しくなる。よって、家の中のバリアをなくす、家をより住みやすい環境に改善するといった面でのバリアフリーにも、もっと力を入れるべきではないだろうか。家の問題は、その家を所有する個々人の問題だということを取り組みにくいことであるかもしれないが、だからといって放っておいてよいとは思えない。日本では高齢化が進んでおり、ますます高齢者が多い社会になるのだからこそ、その高齢者が不便な生活を強いられることがないようにすべきである。

2000年4月に始まった介護保険制度には、在宅サービスの一つとして「住宅改修費の支給」というものがある。要介護者の自立支援、介護負担の軽減を図ることが目的であり、対象となる工事を行った場合に給付が受けられるというものである。このような制度ができたということは、住宅の整備の必要性が認識されてきたということでもあるかもしれない。ただ、これは全ての高齢者が利用できるものではない。私の祖母は要介護認定を受けず（認定を受けたとしても「自立」と判定されるであろう）介護保険のサービスを利用することができない。もちろん住宅改修費の給付も受けられない。このような高齢者は、ほかにもいるはずである。

介護保険の創設により、高齢者も安心して生活できる住宅の整備が進む可能性が広がったように見えるが、住宅の改善は、介護を必要とする人だけが行えばよいというものではないはずである。自立支援を図るという観点からすれば、今は介護を必要としない人が介護を受けなくてもよいように、介護が必要になったとしても最低限の介護で済むように、住宅の改善を図ることも考えるべきではないだろうか。

年をとって体が動きにくくなったのに、住んでいる家は以前のままで何かしらの無理をしなければならないという状態では、安心して生活し続けることはできない。無理をしなくてもよく、自分の生活や身体状況に適合した住宅で暮らすということは、実は非常に大切なことではないだろうか。

この論文では、そのようなことを踏まえて、住環境の整備という視点から高齢者の生活を支えるための制度や体制について改めて考えていきたい。論文の構成は、以下の通りである。

まず第一章では、高齢者には不適合な部分の多い住宅の現状と高齢者の身体状況や生活との関係を取り上げ、住環境整備の必要性を述べていく。次に第二章では、住宅改修に焦点を当て、住宅改修とは具体的にはどのようなことを行うのかを説明し、また、関連する制度やトラブルについて述べることで現状を見ていく。第三章では、介護保険における住宅改修の問題を考察し、何が求められているのかを述べていく。第四章では、そのほかの問題の考察を行い、さらに、住宅改修に対する取り組みの事例から、住宅改修の活用を促進していくために必要なことを考えていく。

¹ 内閣府政策統括官（総合企画調整担当）「平成11年度 障害者のために講じた施策の概況に関する年次報告について（平成12年度版『障害者白書』の概要）」第1編第1章第2節「バリアフリーとは」。

<http://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/gaikyou-h12/1-1.html>

なお、ホームページからの情報については、そのホームページ画面の名称を記した後に、URLを掲載した（以下同じ）。